

第十一号

徳島県港湾施設管理条例の一部改正について

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表中

沖洲流通港湾の 港湾施設に係る もの	貨物その他の物品の 一時留置	一平方 メートル	一日	二・二	—	未舗装部分を使用する場合に適用する。
				三・九	—	舗装部分を使用する場合に適用する。

を
も 港 沖

の の 洲流通港湾の 湾施設に係る	貨物その他の物品の 一時留置（定期貨客船に 係るものに限る。）	一平方 メートル	一日	六・九八	—	
	貨物その他の物品の 一時留置（定期貨客船に 係るものを除く。）	一平方 メートル	一日	二・二	—	未舗装部分を使用する場合に適用する。
				三・九	—	舗装部分を使用する場合に適用する。

に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十二月一日から施行する。

提案理由

沖洲流通港湾に定期貨客船のための荷さばき地及び野積場を新設ことに伴い、その使用料の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。